

スターバックス事件

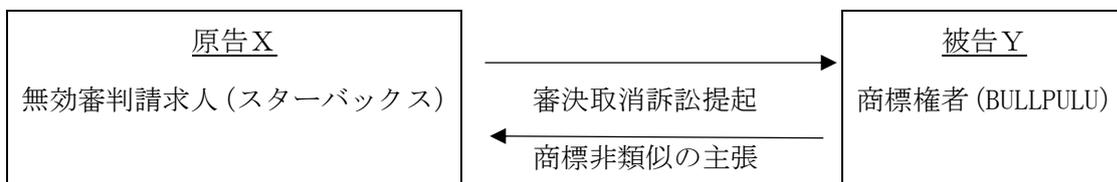
緑色の円環内に白抜きで「BULLPULU」「TAPIOKA」と書し、中心部に犬の絵を配した構成の商標が、これとほぼ同色同形の緑色の円環内に白抜きで「STARBUCKS」「COFFEE」と書し、中心部に女性の絵を配した構成の商標との間で、出所混同のおそれがないとされた事例
知財高裁令元（行ケ）一〇一七〇、スターバックス事件、令二・九・一六判決

事案の概要

本件は、原告X（スターバックス）が、被告Y（BULLPULU）の登録第5903256号商標（本件商標）の無効審判を請求したところ、「審判請求は、成り立たない」旨の審決（本件審決）を受けたので、本件審決の審決取消訴訟を提起した事件である。

本件商標（5903256号） 引用商標（4806987号）

別紙3



判決の要旨 [棄却]

しかしながら、①前記1(2)エのとおり、引用商標における本件緑色円環配置

構成は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないこと、②前記1(3)ウ(ア)で説示したとおり、本件商標の要部である「BULLPULU」の文字部分と引用商標の要部である「STARBUCKS」の文字部分は、外観、称呼及び観念のいずれの点においても相違するものであり、本件商標と引用商標が本件商標の指定商品又は指定役務に使用されたとしても、その商品又は役務の出所の誤認混同が生ずるおそれがあるものと認められず、本件商標と引用商標は、全体として類似していると認めることはできないことに照らすと、本件商標がその指定商品又は指定役務に使用された場合、需要者において、本件緑色円環配置構成に着目し、引用商標が連想され、原告の業務に係る商品又は役務、原告と経済的又は組織的に何らかの関係性を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように、その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるのと認めることはできない。

解 説

本件は、スターバックス（原告）が、BULLPULU（被告）の登録商標（第5903256号）の無効審判を請求した事件であり、無効理由は商標法4条1項11号違反（引用商標は原告が有する商標登録第4806987号商標）と同10号違反（引用商標は原告が使用して周知著名になった、商標登録第4806987号商標と同一構成の商標）です。結論として、判決は原告の請求をいずれも棄却しました。

本件商標と引用商標を比較すると文字及び図形は全く異なりますが、それら文字及び図形はともに、ほぼ同色同形の緑色の二重の円環の内側の円環の帯状部分に白抜きで書かれています。原告は、別紙3の図形を提示してアンケートを実施し、70%以上の回答者が別紙3の図形から原告を想起したとのアンケート結果を提出して、この緑色の二重の円環並びに内側の円環の帯状部分に白抜きの文字及び図形を配した構成（本件緑色円環配置構成）も識別力を有するところ、本件商標と引用商標は本件緑色円環配置構成を共通にするから出所混同の虞があると主張しました。本件緑色円環配置構成は図形ですから商標とな

り得ますので、原告の主張も理由がないわけではありませんが、判決は、本件
緑色円環配置構成が酷似していても、文字及び図形が全く異なっており、本件
緑色円環配置構成がそれ自体で（STARBUCS の文字と分離して）需要者間に広く
知られていたとは認められないから、出所混同のおそれはないとしました。